

難波西鶴と 海の道

【80】

森田 雅也

前回は、西鶴の「武道伝来記」（貞享4年（1687年刊）卷四の二、「難捨子の仕合」）、九州島原の話でした。

といふべく、以前にも書かせていただいたように、「武道伝来記」は副題として「諸国敵討」としています。西鶴はほとんどの作品を短編集としていますが、それが諸国を舞台として全国沿岸部を舞台とした場合が多く、そのリアリティーある素材から、情報源が「海の道」にあるのではないかというのが、この連載の要になります。したがって、作品に「諸

國」と冠を付けなくても、読めば諸国話のは分明な

のですが、「武道伝来記」は、「いぶかる『諸国』として『敵討』とに何か特別な意図を感じます。そもそも、

当時の武家の「敵討」は、「諸國」、すなわち日本各地で、そんなに頻繁に行われていたのでしょうか。

武家に許された正式な「敵討」とは煩わしい手続きの上に成り立っています。「人一人殺せば死刑」が原則であった江戸時代に、無罪となるのですから、もつとも「敵討」という慣習は古くからあります。

「國史大辞典」（吉川弘

文館）によれば、「敵討を当然とする思想は古代中國古代の「周礼」「礼記」や孔子などが、父の讐を不俱戴天として是認して以来受けつがれ、「日本では、層輪王（まゆわねう）（また「まゆわねう」）が、父を殺して母を皇后とした事をはじめとして、明治6（1873）年2月の太政官布告による敵討禁止の国法が公布されるまで盛んに行われた」ということです。

江戸時代、「敵討」を実行するためには、まず、自分が仕える幕府や藩などに届け出ることが必要です。その後、許可を得て、敵討の旅に出ます。許可なく相手を斬れば私闘と見なされますし、勝手に旅に出れば脱藩となつて罪に問われます。勤め先から届け出は幕府に登録します。旅の間は、公務が停職扱いとなり、見事

本懐を立てて復職します。復職の際には、多くは「武士の道」として禄が増加されますが、成功率は1%とも言われます。

それは広い日本。探し

所に許可を得たり、討ち果たしても検視役人を通じ、「敵討」として認定しても、その場所を統括する役所に許可を得たり、討ち果たされないということもあります。ですが、敵の相手を見つけても、その場所を統括する役所に許可を得たり、討ち果たしても検視役人を通じ、「敵討」として認定しても、敵を討てるのは、被害者が尊卑

（目上の親族、親、兄、祖父母、叔父、叔母など）でなければならず、卑属（自分より下の親族、弟、妹、子、甥、姪、孫など）の「敵討」は討てません。したがって、敵を討てる資格は限られるのです。

もう少し、次回もこの複雑な「敵討」制度について述べます。

（関西学院大学文学部文学言語学科教授）

複雑な「敵討」制度

本懐を立てて復職します。復職の際には、多くは「武士の道」として禄が増加されますが、成功率は1%とも言われます。

それは広い日本。探し

所に許可を得たり、討ち果たしても検視役人を通じ、「敵討」として認定しても、その場所を統括する役所に許可を得たり、討ち果たされないということがあります。ですが、敵の相手を見つけても、その場所を統括する役所に許可を得たり、討ち果たしても検視役人を通じ、「敵討」として認定しても、敵を討てるのは、被害者が尊卑（目上の親族、親、兄、祖父母、叔父、叔母など）でなければならず、卑属（自分より下の親族、弟、妹、子、甥、姪、孫など）の「敵討」は討てません。したがって、敵を討てる資格は限られるのです。

もう少し、次回もこの複雑な「敵討」制度について述べます。

（関西学院大学文学部文学言語学科教授）